

各 位

住 所 横浜市中区翁町一丁目 4 番 1 号  
会 社 名 株式会社アルテ サロン ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 西 江 陽 一  
(コード番号：2406)  
問合せ先 取締役 I R 事業部長 延 吉 晃  
電 話 045-663-6123 (代表)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 25 日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また同取締役会において、平成 26 年 3 月 25 日開催予定の第 26 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日(火) [但し、当日は休日のため、実質的には平成 25 年 12 月 30 日(月)] を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	56,440 株 (平成 25 年 10 月 25 日時点)
② 株式の分割により増加する株式数	5,587,560 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,644,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	22,576,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告：平成 25 年 12 月 13 日(金)

基 準 日：平成 25 年 12 月 31 日(火) ※実質上は平成 25 年 12 月 30 日(月)

効力発生日：平成 26 年 1 月 1 日(水)

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式数の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日 (水)

※単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 12 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記の株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。(以下①②)。また、これに伴い、平成 26 年 3 月 25 日開催予定の第 26 回定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします。(以下③)。

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 5 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条 (単元株式数) を新設いたします。

③議決権を有しない単元未滿株主の権利を定めるため、第 7 条 (単元未滿株式についての権利) を新設いたします。

④変更案第 6 条及び第 7 条の新設に伴い、条数の繰り下げをいたします。

⑤変更案第 5 条の変更並びに第 6 条及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>225,760</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,576,000</u> 株とする。
(新設)	( <u>単元株式数</u> ) 第 6 条 当社の単元株式数は、100 株 とする。
(新設)	( <u>単元未滿株式についての権利</u> ) 第 7 条 当社の株主は、その有する単 元未滿株式について、次に掲げ る権利以外の権利を行使するこ とができない。  ① <u>会社法第 189 条第 2 項各号に</u> <u>掲げる権利</u>

現行定款	変更案
<p>第6条～第45条（記載省略） （新設）</p>	<p>②<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  ③<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  第8条～第47条（現行どおり）  <u>附則</u>  第1条 <u>第5条の変更及び第6条の新設の効力発生日は、平成26年1月1日とする。なお、本条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>  第2条 <u>第7条の新設の効力発生日は、平成26年3月25日とする。なお、本条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

### （3）定款変更の日程

（発行可能株式総数）及び（単元株式数）

- ①取締役会による決議日 平成25年10月25日
- ②定款変更の効力発生日 平成26年1月1日

（単元未満株式についての権利）

- ①株主総会による決議予定日 平成26年3月25日
- ②定款変更の効力発生日 平成26年3月25日

#### 【ご参考】

今回の株式分割は平成26年1月1日を効力発生日としておりますので、平成25年12月期の期末配当金および株主優待制度につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以 上